

1 市民活動が活発になった背景

成熟社会、少子高齢社会が訪れ、人々の求めるものは「物の豊かさ」から、「心の豊かさ」へと変わってきました。自らの思いをかなえるための時間を自らつくり出し、いろいろな活動に取り組んでいる人々の姿が見られるようになってきました。その取り組みは趣味・実技的な活動にとどまらず、自分の持つ技術や能力を生かし、社会に役立たせていこうという意欲の表われとなって各地に広がっています。

（1）市民活動が活発になった契機

市民の活動は、福祉や公害の問題などに対処するため、以前から行われてきました。そして、このような活動が活発に行われるようになった背景は1995年の阪神・淡路、大震災が大きなキッカケとなっています。

各地から駆けつけたボランティアの目覚ましい働きは、誰でも自らの意思で参加でき、社会に役立つ活動として認められ、多くの人々が様々な活動への第一歩を踏み出すことになりました。

1998年「^{*1}特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」が施行され、^{*2}市民活動団体は法人格を取得できることになりました。法人格を持つことで、団体として契約を行うことができるとともに、団体の活動や運営状況を公開し透明性を確保していくことで社会に認められ、そして、市民活動団体独自の価値観による活動が一層広げられるようになりました。



(2) 技術革新による社会環境の変化

市民活動は、いわゆるIT（情報技術）革命により、各地で活動している人々が1ヶ所に集まらなくても会議や相談ができるなど、場所や時間の制約を受けずに活動することが可能となり、活発で多彩な取り組みが飛躍的に広がっていくことが期待されます。

また、世界各地で行われている市民活動の様子も瞬時に伝わり、様々な形の交流が始まっています。したがって、市民活動に対する考え方も全世界的なものへと変わりつつあります。

(3) 市民が主体の時代、※³協働の時代のはじまり

市民が主体的に取り組む社会に役立つ活動は、ますます活発になっています。豊橋市においても、自分たちの住むまちを、自分たちで良くしようという活動が増え、市民や市民活動団体と市役所が協力して事業を行うことも多くなりました。市民の中には、身近な問題を解決するために自ら行動し、行政と協力関係をもちながらこれまで以上に積極的に、まちづくりに関わり協働していこうとする気運が高まりつつあります。



※1 特定非営利活動促進法（通称：NPO法）

P16.第2章 1. (3) [NPO法人、NPOとは] を参照

※2 市民活動団体

P17.第2章 1. (2) [市民の「公益的社会貢献活動」を進める「市民活動」とは] を参照

※3 協働

P28.第2章 3. (4) [“協働”という新しい道を市役所が進むために] を参照